



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 条 例

- 沖縄県危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置許可申請等手数料条例の一部を改正する条例  
(防災危機管理課) ..... 3
- 沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 (人事課) ..... 4
- 不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 (財政課) ..... 4
- 沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例 (財政課) ..... 5
- 沖縄県税条例の一部を改正する条例 (税務課) ..... 6
- 沖縄県民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例 (福祉政策課) ..... 32
- 沖縄県性暴力被害者支援センター設置条例 (女性力・平和推進課) ..... 33
- 沖縄県火薬類製造業許可、高圧ガス製造許可申請等手数料条例の一部を改正する条例 (産業政  
策課) ..... 34
- 沖縄県職業訓練指導員免許申請等手数料条例の一部を改正する条例 (労働政策課) ..... 34
- 沖縄県立芸術大学授業料等の徴収に関する条例の一部を改正する条例 (文化振興課) ..... 35
- 沖縄県二級建築士免許等手数料条例の一部を改正する条例 (建築指導課) ..... 37
- 沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例 (警察本部生活安全企画課) ..... 37

### 規 則

- 現業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (人事課) ..... 38
- 沖縄県職業訓練指導員免許申請等手数料条例施行規則の一部を改正する規則 (労働政策課) ..... 38
- 沖縄県立芸術大学大学院学則の一部を改正する規則 (文化振興課) ..... 39

### 人事委員会事項

- 特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則 ..... 39

## 公布された条例のあらまし

- 沖縄県危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置許可申請等手数料条例の一部を改正する条例 (条例第30号)
  - 1 貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査に関する事務及び危険物取扱者試験の実施に関する事務に係る手数料の額を改めることとした。(別表関係)
  - 2 この条例は、令和元年10月1日から施行することとした。(附則)
- 沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 (条例第31号)
  - 1 防疫等作業手当の支給要件を改めることとした。(第22条関係)
  - 2 この条例は、公布の日から施行することとした。(附則)
- 不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 (条例第32号)
  - 1 次に掲げる条例について、工業標準化法の一部が改正されたことに伴い規定を整理することとした。
    - (1) 沖縄県使用料及び手数料条例
    - (2) 沖縄県不服申立てに係る書面等の写し等の交付手数料条例
    - (3) 沖縄県選挙管理委員会関係手数料条例
    - (4) 沖縄県土地改良法等に基づく異議の申出等に係る書面等の写し等の交付手数料条例
  - 2 この条例は、公布の日から施行することとした。(附則)

**○ 沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例（条例第33号）**

- 1 電気工事士免状交付手数料等、毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録申請に係る経由手数料及び採石業務管理者試験手数料の額を改めることとした。（別表第3関係）
- 2 この条例は、令和元年10月1日から施行することとした。（附則第1項）
- 3 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。（附則第2項）

**○ 沖縄県税条例の一部を改正する条例（条例第34号）**

- 1 前年において支払を受けた給与で年末調整の適用を受けたものを有する納税義務者が個人の県民税に関する申告書を提出するときは、その記載事項の一部を一定の記載によることができることとした。（第28条関係）
- 2 令和元年10月1日以後に開始する各事業年度に係る法人の事業税の税率を改めることとした。（第49条及び附則第7条関係）
- 3 自家用の乗用車に係る自動車税の環境性能割の税率の適用区分を見直すこととした。（第139条の3関係）
- 4 令和元年10月1日以後に初回新規登録を受けた自家用の乗用車に係る自動車税の種別割の税率を引き下げるものとした。（第140条関係）
- 5 個人の県民税の住宅借入金等特別税額控除の適用について、納税通知書が送達される時までに提出された申告書に住宅借入金等特別税額控除に関する事項の記載があること等の要件を不要とすることとした。（附則第5条の2関係）
- 6 納付すべき自動車税の額について、不足額が生じた原因が、偽りその他不正の手段により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として当該認定等を取り消されたことによるものであるときは、当該認定等の申請を行った者等が当該不足額に係る納税義務を負うこととされたことに伴い、自動車税の賦課徴収の特例を定めることとした。（附則第17条の4及び附則第19条の3関係）
- 7 令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得した自家用の乗用車について、自動車税の環境性能割の税率を1パーセント分軽減することとした。（附則第17条の5関係）
- 8 一定のノンステップバス又は車両安定性制御装置、衝突被害軽減制動制御装置若しくは車線逸脱警報装置を備える自動車で初回新規登録を受けるものについて、当該バス等の取得が令和3年3月31日まで等に行われたときに限り、自動車税の環境性能割の課税標準の特例措置を講ずることとした。（附則第17条の6関係）
- 9 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の少ない自動車は税率を軽減し、初回新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重課する種別割の特例措置を講ずることとした。（附則第19条関係）
- 10 令和元年10月1日の前日までに初回新規登録を受けた自家用の乗用車等に係る自動車税の種別割の税率について、現行の自動車税の税率と同じ税率を課する特例措置を講ずることとした。（附則第19条の2関係）
- 11 その他所要の改正を行うこととした。（第44条の2等関係）
- 12 この条例は、一部の規定を除き、令和元年10月1日から施行することとした。（附則第1項）
- 13 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。（附則第2項から第6項まで）

**○ 沖縄県民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例（条例第35号）**

- 1 石垣市、南城市、読谷村、北中城村、西原町、八重瀬町及び竹富町の区域に置かれる民生委員の定数を改めることとした。（本則関係）
- 2 この条例は、令和元年12月1日から施行することとした。（附則）

**○ 沖縄県性暴力被害者支援センター設置条例（条例第36号）**

- 1 施設の設置について定めることとした。（第1条）
- 2 施設の位置について定めることとした。（第2条）
- 3 センターが行う業務について定めることとした。（第3条）
- 4 センターの開所時間について定めることとした。（第4条）
- 5 規則への委任について定めることとした。（第5条）
- 6 この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとした。（附則）

**○ 沖縄県火薬類製造業許可、高圧ガス製造許可申請等手数料条例の一部を改正する条例（条例第37号）**

- 1 丙種火薬類製造保安責任者免状又は火薬類取扱保安責任者免状に係る試験手数料の額を改めることとした。（別表第1関係）

- 2 高圧ガス製造保安責任者試験手数料及び高圧ガス販売主任者試験手数料の額を改めることとした。(別表第2関係)
- 3 液化石油ガス設備士試験手数料の額を改めることとした。(別表第3関係)
- 4 この条例は、令和元年10月1日から施行することとした。(附則)

○ 沖縄県職業訓練指導員免許申請等手数料条例の一部を改正する条例(条例第38号)

- 1 技能検定試験手数料の額を改めることとした。(別表関係)
- 2 この条例は、令和元年10月1日から施行することとした。(附則)

○ 沖縄県立芸術大学授業料等の徴収に関する条例の一部を改正する条例(条例第39号)

- 1 長期履修学生に係る授業料の額を定めることとした。(第2条関係)
- 2 長期履修学生に係る授業料の徴収方法の規定を整備することとした。(第3条関係)
- 3 長期履修学生に係る授業料の額を定めることに伴い、入学の時期が徴収期限後である場合、復学等の場合の授業料の額の算定について端数処理に係る規定を整備することとした。(第4条及び第5条関係)
- 4 長期履修学生に係る授業料の徴収方法の特例を定めることとした。(第8条関係)
- 5 この条例は、令和2年4月1日から施行することとした。(附則第1項)
- 6 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。(附則第2項)

○ 沖縄県二級建築士免許等手数料条例の一部を改正する条例(条例第40号)

- 1 建築士法の一部が改正されたことに伴い、条例の規定を整理することとした。(第2条関係)
- 2 二級建築士又は木造建築士免許手数料の額を改めることとした。(第2条関係)
- 3 二級建築士試験又は木造建築士試験に係る受験手数料の額を改めることとした。(第3条関係)
- 4 この条例は、令和元年10月1日から施行することとした。ただし、1は、建築士法の一部を改正する法律の施行の日から施行することとした。(附則)

○ 沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例(条例第41号)

- 1 特定遊興飲食店営業相続承認申請手数料等の額を改めることとした。(別表第1関係)
- 2 古物営業法の一部が改正されたことに伴い、条例の規定を整理することとした。(別表第3関係)
- 3 機械警備業務管理者に係る講習受講手数料の額を改めることとした。(別表第5関係)
- 4 猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会の受講手数料のうち初心者に対する講習の受講手数料等の額を改めることとした。(別表第8関係)
- 5 その他所要の改正を行うこととした。(別表第1関係)
- 6 この条例は、令和元年10月1日から施行することとした。ただし、5は公布の日から、2は古物営業法の一部を改正する法律の施行の日から施行することとした。(附則)

**条 例**

沖縄県危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置許可申請等手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年7月25日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第30号

**沖縄県危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置許可申請等手数料  
条例の一部を改正する条例**

沖縄県危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置許可申請等手数料条例（平成12年沖縄県条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表2の項中「1,580,000円」を「1,590,000円」に、「1,940,000円」を「1,950,000円」に、「2,260,000円」を「2,270,000円」に改め、同表16の項中「6,500円」を「6,600円」に、「4,500円」を「4,600円」に、「3,600円」を「3,700円」に改める。

**附 則**

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

---

沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年 7月25日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

**沖縄県条例第31号**

**沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例**

沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例（平成18年沖縄県条例第65号）の一部を次のように改正する。

第22条第1項第2号中「及び低病原性鳥インフルエンザ」を「、低病原性鳥インフルエンザその他人事委員会規則で定める家畜伝染病」に改める。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

---

不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

令和元年 7月25日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

**沖縄県条例第32号**

**不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例**

(沖縄県使用料及び手数料条例の一部改正)

**第1条** 沖縄県使用料及び手数料条例（昭和47年沖縄県条例第47号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別表第2中「日本工業規格試験」を「日本産業規格試験」に、「日本工業規格6級」を「日本産業規格6級」に改める。

(沖縄県不服申立てに係る書面等の写し等の交付手数料条例等の一部改正)

**第2条** 次に掲げる条例の規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

- (1) 沖縄県不服申立てに係る書面等の写し等の交付手数料条例（平成27年沖縄県条例第53号）別表
- (2) 沖縄県選挙管理委員会関係手数料条例（平成28年沖縄県条例第11号）別表
- (3) 沖縄県土地改良法等に基づく異議の申出等に係る書面等の写し等の交付手数料条例（平成28年沖縄県条例第53号）別表

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

---

沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年7月25日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

#### 沖縄県条例第33号

### 沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

沖縄県使用料及び手数料条例（昭和47年沖縄県条例第47号）の一部を次のように改正する。

別表第3 電気工事士免状交付手数料の項中「5,900円」を「6,000円」に、「5,200円」を「5,300円」に改め、同表電気工事士免状再交付手数料の項中「2,600円」を「2,700円」に改め、同表電気工事士免状書換え手数料の項中「2,000円」を「2,100円」に改め、同表毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録申請に係る経由手数料の項中「20,600円」を

「20,700円」に改め、同表採石業務管理者試験手数料の項中「8,000円」を「8,100円」に改める。

### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の沖縄県使用料及び手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後に申請を受理したものから適用し、同日前に申請を受理したものについては、なお従前の例による。

---

沖縄県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年7月25日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

### 沖縄県条例第34号

## 沖縄県税条例の一部を改正する条例

**第1条** 沖縄県税条例（昭和47年沖縄県条例第59号）の一部を次のように改正する。

第28条に次の1項を加える。

- 6 第1項又は第3項の場合において、前年において支払を受けた給与で所得税法第190条の規定の適用を受けたものを有する第18条第1項第1号に掲げる者が、第1項の県民税に関する申告書を提出するときは、法第45条の2第1項各号に掲げる事項のうち施行規則第2条第5項に規定するものについては、同条第6項に規定する記載によることができる。

第49条第1項第1号ウ中「によつて」を「により」に改め、同号の表中「100分の1.9」を「100分の0.4」に、「100分の2.7」を「100分の0.7」に、「100分の3.6」を「100分の1」に改め、同項第2号中「によつて」を「により」に改め、同号の表中「100分の5」を「100分の3.5」に、「100分の6.6」を「100分の4.9」に改め、同項第3号中「によつて」を「により」に改め、同号の表中「100分の5」を「100分の3.5」に、「100分の7.3」を「100分の5.3」に、「100分の9.6」を「100分の7」に改め、同条第2項

中「100分の1.3」を「100分の1」に改め、同条第3項第1号ウ中「100分の3.6」を「100分の1」に改め、同項第2号中「100分の6.6」を「100分の4.9」に改め、同項第3号中「100分の9.6」を「100分の7」に改める。

第139条の3第1項第1号中「第9条の2第4項」を「第9条の2第5項」に、「第9条の2第5項に規定するものをいう」を「第9条の2第6項に規定するものをいう。附則第19条第1項及び附則第19条の2第2項において同じ」に、「第9条の2第6項」を「第9条の2第7項」に、「次号」を「以下この項及び附則第19条第2項第3号」に改め、「次項第1号」の次に「及び附則第19条」を加え、同号ア中「乗用車」を「営業用の自動車」に改め、同号ア(7)を次のように改める。

(7) 次のいずれかに該当すること。

- a 道路運送車両法第41条の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下この項及び附則第19条第2項第2号において「排出ガス保安基準」という。）で施行規則第9条の2第9項に規定するもの（以下この条及び附則第19条において「平成30年ガソリン軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
- b 道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則第9条の2第10項に規定するもの（以下この条及び附則第19条において「平成17年ガソリン軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

第139条の3第1項第1号ア(イ)を削り、同号ア(ウ)中「エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第147条第1号イに規定するエネルギー消費効率（以下この条及び附則第19条において「エネルギー消費効率」という。）が同法第145条第1項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して施行規則第9条に規定するエネルギー消費効率（以下この条及び附則第19条において「基準エネルギー消費効率」という。）」に、「平成32年度以降」を「令和2年度以降」に、「第4項」を「以下この条及び附則第19条」に、「平成32年度基準エネルギー消費効率」を

「令和2年度基準エネルギー消費効率」に改め、同号ア(ウ)を同号ア(イ)とし、同号エ中「第9条の4第4項」を「第9条の4第5項」に改め、同号エ(ア)を次のように改める。

(ア) 次のいずれかに該当すること。

- a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の3を超えないこと。
- b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

第139条の3第1項第1号エ(イ)を削り、同号エ(ウ)を同号エ(イ)とし、同号エを同号オとし、同号ウ中「第9条の4第3項」を「第9条の4第4項」に改め、同号ウ(ア)を次のように改める。

(ア) 次のいずれかに該当すること。

- a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
- b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

第139条の3第1項第1号ウ(イ)を削り、同号ウ(ウ)を同号ウ(イ)とし、同号ウを同号エとし、同号イ中「この条において」を削り、「第9条の4第2項」を「第9条の4第3項」に改め、同号イ(ア)を次のように改める。

(ア) 次のいずれかに該当すること。

- a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
- b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

第139条の3第1項第1号イ(イ)を削り、同号イ(ウ)を同号イ(イ)とし、同号イを同号ウと



し、同号アの次に次のように加える。

イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第2項に規定するもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

第139条の3第1項第2号中「次項第2号」を「次項第3号及び附則第19条」に改め、同号ア中「第9条の4第5項」を「第9条の4第8項」に改め、同号ア(ア)を次のように改める。

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 道路運送車両法第41条の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則第9条の2第19項に規定するもの（次項第3号及び附則第19条第2項第6号において「平成30年輕油軽中量車基準」という。）に適合すること。

b 道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則第9条の2第20項に規定するもの（次項第3号及び附則第19条第2項第6号において「平成21年輕油軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年輕油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

第139条の3第1項第2号ア(イ)を削り、同号ア(ウ)を同号ア(イ)とし、同号イ中「第9条の4第6項」を「第9条の4第9項」に改め、同号ウ中「第9条の4第7項」を「第9条の4第10項」に改め、同号ウ(ア)を次のように改める。

(ア) 次のいずれかに該当すること。

- a 道路運送車両法第41条の規定により平成28年10月1日（車両総重量が3.5トンを超え7.5トン以下のものにあつては、平成30年10月1日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則第9条の2第24項に規定するもの（次項第3号において「平成28年輕油重量車基準」という。）に適合すること。
- b 道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日（車両総重量が12トン以下のものにあつては、平成22年10月1日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則第9条の2第25項に規定するもの（以下この号及び次項第3号において「平成21年輕油重量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年輕油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

第139条の3第1項第2号エを削り、同号オ中「第9条の4第9項」を「第9条の4第11項」に改め、同号オを同号エとし、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 次に掲げる石油ガス自動車（液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、充電機能付電力併用自動車に該当するものを除く。次項第2号及び附則第19条において同じ。）

ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第6項に規定するもの

(7) 次のいずれかに該当すること。

- a 道路運送車両法第41条の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則第9条の2第15項に規定するもの（以下この条及び附則第19条において「平成30年石油ガス軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
- b 道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則第9条の2第17項に規定するもの（以下この条及び附則第19条において「平成17年石油ガス軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガ

ス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第7項に規定するもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 平成17年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

第139条の3第2項第1号ア中「乗用車又は車両総重量が2.5トン以下のバス若しくはトラック」を「営業用の乗用車」に、「第9条の4第10項」を「第9条の4第12項」に改め、同号ア(ア)を次のように改める。

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

第139条の3第2項第1号ア(イ)を削り、同号ア(ウ)を同号ア(イ)とし、同号ウ中「第9条の4第12項」を「第9条の4第16項」に改め、同号ウ(ア)を次のように改める。

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の3を超えないこと。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平

成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

第139条の3第2項第1号ウ(イ)を削り、同号ウ(ウ)を同号ウ(イ)とし、同号ウを同号オとし、同号イ中「第9条の4第11項」を「第9条の4第15項」に改め、同号イ(7)を次のように改める。

(7) 次のいずれかに該当すること。

- a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
- b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

第139条の3第2項第1号イ(イ)を削り、同号イ(ウ)を同号イ(イ)とし、同号イを同号エとし、同号アの次に次のように加える。

イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第13項に規定するもの

(7) 次のいずれかに該当すること。

- a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
- b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ウ 車両総重量が2.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第14項に規定するもの

(7) 次のいずれかに該当すること。

- a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

第139条の3第2項第2号ア中「第9条の4第13項」を「第9条の4第19項」に改め、同号ア(ア)を次のように改める。

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年輕油軽中量車基準に適合すること。

b 平成21年輕油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年輕油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

第139条の3第2項第2号ア(イ)を削り、同号ア(ウ)を同号ア(イ)とし、同号イ中「第9条の4第14項」を「第9条の4第20項」に改め、同号ウ中「第9条の4第15項」を「第9条の4第21項」に改め、同号ウ(ア)を次のように改める。

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成28年輕油重量車基準に適合すること。

b 平成21年輕油重量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年輕油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

第139条の3第2項第2号エを削り、同号オ中「第9条の4第17項」を「第9条の4第22項」に改め、同号オを同号エとし、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 次に掲げる石油ガス自動車

ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第17項に規定するもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

- b 平成17年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
- (i) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。
- イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第18項に規定するもの
  - (7) 次のいずれかに該当すること。
    - a 平成30年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
    - b 平成17年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
    - (i) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第139条の3第4項中「及びイに」を「からウまでに」に、「第1号アに」を「第1号アからウまでに」に、「、平成32年度基準エネルギー消費効率」を「、令和2年度基準エネルギー消費効率」に、「第9条の2第20項」を「第9条の2第27項」に、「第9条の2第21項」を「第9条の2第28項」に改め、同項の表第1項第1号ア(ウ)の項中「第1項第1号ア(ウ)」を「第1項第1号ア(イ)」に、「基準エネルギー消費効率であつて平成32年度」を「同法第145条第1項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して施行規則第9条に規定するエネルギー消費効率（以下この条及び附則第19条において「基準エネルギー消費効率」という。）であつて令和2年度」に、「第4項において「平成32年度基準エネルギー消費効率」を「以下この条及び附則第19条において「令和2年度基準エネルギー消費効率」に、「次項第1号ア(ウ)」を「次項第1号ア(イ)」に改め、同項の次に次のように加える。

第1項第1号イ(イ)	令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の110	平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の165
------------	---------------------------	----------------------------

第139条の3第4項の表第1項第1号イ(ウ)の項中「第1項第1号イ(ウ)」を「第1項第

1号ウ(イ)」に改め、同表第2項第1号ア(ウ)の項中「第2項第1号ア(ウ)」を「第2項第1号ア(イ)」に改め、同表に次のように加える。

第2項第1号イ(イ)	令和2年度基準エネルギー消費効率	平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の150を乗じて得た数値
第2項第1号ウ(イ)	平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110	平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の138

第140条第1項第1号ア(ア)中「電池を動力源とし、電動機を原動機とするもの」を「電気自動車（電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないものをいう。以下同じ。）」に改め、同号イ(ア)中「電池を動力源とし、電動機を原動機とするもの」を「電気自動車」に、「29,500円」を「25,000円」に改め、同号イ(イ)中「34,500円」を「30,500円」に改め、同号イ(ウ)中「39,500円」を「36,000円」に改め、同号イ(エ)中「45,000円」を「43,500円」に改め、同号イ(カ)中「51,000円」を「50,000円」に改め、同号イ(キ)中「58,000円」を「57,000円」に改め、同号イ(ク)中「66,500円」を「65,500円」に改め、同号イ(ケ)中「76,500円」を「75,500円」に改め、同号イ(コ)中「88,000円」を「87,000円」に改め、同号イ(ク)中「111,000円」を「110,000円」に改め、同項第5号イ(ア)a及び同条第2項中「電池を動力源とし、電動機を原動機とするもの」を「電気自動車」に改める。

附則第5条の2第1項中「平成43年度」を「令和15年度」に、「平成33年」を「令和3年」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項の」を「前項の」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「平成33年」を「令和3年」に、「第41条第3項第2号」を「第41条第5項」に改め、「特定取得」の次に「又は同条第14項に規定する特別特定取得」を加え、同項を同条第3項とする。

附則第5条の3中「平成35年度」を「令和5年度」に改める。

附則第6条第1項中「平成32年5月31日」を「令和2年5月31日」に改める。

附則第7条中「100分の6.6」を「100分の4.9」に、「100分の7.9」を「100分の5.7」に改める。

附則第12条の2、第13条及び第16条中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改める。

附則第17条の4に次の1項を加える。

- 2 自家用の乗用車に対する第139条の3第2項（同条第4項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）及び第3項の規定の適用については、当該自家用の乗用車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に行われたときに限り、同条第2項中「100分の2」とあるのは「100分の1」と、同条第3項中「100分の3」とあるのは「100分の2」とする。

附則第17条の4を附則第17条の5とし、同条の次に次の1条を加える。

（自動車税の環境性能割の課税標準の特例）

**第17条の6** 道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が同法第5条第1項第3号に規定する路線定期運行の用に供する自動車又は同法第3条第1号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する自動車（以下この項及び次項において「路線バス等」という。）のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつて乗降口から車椅子を固定することができる設備までの通路に段がないもの（施行規則附則第4条の11第1項に規定するものに限る。）で最初の第138条の2第3項に規定する新規登録（以下「初回新規登録」という。）を受けのものに対する第139条の2の規定の適用については、当該路線バス等の取得が令和3年3月31日までに行われたときに限り、同条中「（という。）」とあるのは、「（という。）から1,000万円を控除して得た額」とする。

- (1) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）

第3条第1項に規定する基本方針（次項第1号及び第3項第1号において「基本方針」という。）に令和2年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。

- (2) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第8条第1項に規定する公共交通移動等円滑化基準（次項第2号及び第3項第2号において「公共交通移動等円滑化基準」という。）で施行規則附則第4条の11第2項に規定するものに適合するものであること。

- 2 路線バス等のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつて車椅子を使用したまま円滑に乗降するための昇降機を備えるもの（施行規則附則第4条の11第3項に規定するものに限る。）で初回新規登録を受けのものに対する第139条の2の規定の適用については、当該路線バス等の取得が令和3年3月31日までに行われたときに限



り、同条中「という。）」とあるのは、「という。）」から650万円（乗車定員30人未満の附則第17条の6第2項に規定する路線バス等にあつては、200万円）を控除して得た額」とする。

- (1) 基本方針に令和2年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。
- (2) 公共交通移動等円滑化基準で施行規則附則第4条の11第4項に規定するものに適合するものであること。

3 道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を経営する者がその事業の用に供する乗用車のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつてその構造及び設備が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第2条第1号に規定する高齢者、障害者等（第3号において「高齢者、障害者等」という。）の移動上の利便性を特に向上させるもの（施行規則附則第4条の11第5項に規定するものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第139条の2の規定の適用については、当該乗用車の取得が令和3年3月31日までに行われたときに限り、同条中「という。）」とあるのは、「という。）」から100万円を控除して得た額」とする。

- (1) 基本方針に令和2年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。
- (2) 公共交通移動等円滑化基準で施行規則附則第4条の11第6項に規定するものに適合するものであること。
- (3) 高齢者、障害者等を含む全ての利用者の移動上の利便性を向上させる機能を有する構造及び設備が特に優れたものとして国土交通大臣が認めたものであること。

4 次に掲げる自動車のうち、横滑り及び転覆に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項から第6項までにおいて「車両安定性制御装置」という。）、衝突に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項から第6項までにおいて「衝突被害軽減制動制御装置」という。）又は車線からの逸脱に対する安全性の向上を図るための装置（以下この条において「車線逸脱警報装置」という。）のいずれか2以上を備えるもの（施行規則附則第4条の11第7項に規定するものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第139条の2の規定の適用については、当該自動車の取得が令和元年10月31日までに行われたときに限り、同条中「という。）」とあるのは、「という。）」から525万円を控除して得た額」とする。

- (1) 車両総重量が5トン以下の乗用車（施行規則附則第4条の11第8項に規定するものに限る。）又はバス（同条第9項に規定するものに限る。）（以下この項から第7項までにおいて「バス等」という。）であつて、道路運送車両法第41条の規定により平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則附則第4条の11第10項に規定するもの（以下この項から第6項までにおいて「衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準」という。）及び同法第41条の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則附則第4条の11第11項に規定するもの（以下この条において「車線逸脱警報装置に係る保安基準」という。）のいずれにも適合するもの
  - (2) 車両総重量が5トンを超え12トン以下のバス等であつて、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安上若しくは公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則附則第4条の11第12項に規定するもの（以下この項から第6項までにおいて「車両安定性制御装置に係る保安基準」という。）、同法第41条の規定により平成25年1月27日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれか2以上に適合するもの
  - (3) 車両総重量が3.5トンを超え8トン以下のトラック（施行規則附則第4条の11第13項に規定するけん引自動車及び被けん引自動車を除く。次項から第7項までにおいて同じ。）であつて、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、同条の規定により平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれか2以上に適合するもの
- 5 次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置、衝突被害軽減制動制御装置及び車線逸脱警報装置を備えるもの（施行規則附則第4条の11第14項に規定するものに限

る。)で初回新規登録を受けるものに対する第139条の2の規定の適用については、第1号から第3号までに掲げる自動車にあつては当該自動車の取得が令和元年11月1日から令和3年3月31日までに行われたときに限り、第4号に掲げる自動車にあつては当該自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年3月31日までに行われたときに限り、同条中「(という。)」とあるのは、「(という。)から350万円を控除して得た額」とする。

- (1) 車両総重量が5トン以下のバス等であつて、道路運送車両法第41条の規定により平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの
- (2) 車両総重量が5トンを超え12トン以下のバス等であつて、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、同条の規定により平成25年1月27日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの
- (3) 車両総重量が3.5トンを超え8トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、同条の規定により平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの
- (4) 車両総重量が8トンを超え20トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、同条の規定により平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

6 次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置又は衝突被害軽減制動制御装置のい

ずれかを備えるもの（施行規則附則第4条の11第15項に規定するものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第139条の2の規定の適用については、当該自動車の取得が令和元年10月31日までに行われたときに限り、同条中「という。）」とあるのは、「という。）から350万円を控除して得た額」とする。

(1) 車両総重量が5トン以下のバス等であつて、道路運送車両法第41条の規定により平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準に適合するもの

(2) 車両総重量が5トンを超え12トン以下のバス等であつて、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成25年1月27日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの

(3) 車両総重量が3.5トンを超え8トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの

7 バス等又は車両総重量が3.5トンを超え8トン以下のトラック若しくは車両総重量が20トンを超え22トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第41条の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準に適合するもののうち、車線逸脱警報装置を備えるもの（施行規則附則第4条の11第16項に規定するものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第139条の2の規定の適用については、当該自動車の取得が令和2年10月31日（バス等及び車両総重量が3.5トンを超え8トン以下のトラックにあつては、令和元年10月31日）までに行われたときに限り、同条中「という。）」とあるのは、「という。）から175万円を控除して得た額」とする。

8 前各項の規定は、第139条の6第1項又は第139条の7の規定により提出される申告書又は修正申告書に、当該自動車の取得につき前各項の規定の適用を受けようとする旨その他の施行規則附則第4条の11第17項に規定する事項の記載がある場合に限り、適用する。

附則第17条の3の次に次の1条を加える。

(自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

**第17条の4** 法附則第12条の2の11第2項の規定の適用がある場合における法第168条第2項の規定による決定により納付すべき自動車税の環境性能割の額は、法附則第12条の2の11第2項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

2 法附則第12条の2の11第2項の規定により法第168条第2項の規定を適用する場合には、通知書により、これを納税者に通知する。

3 自動車税の環境性能割の納税義務者は、前項の通知を受けた場合において、法第169条第1項の不足税額及び同条第2項の延滞金額をそれぞれ当該通知書の納期限までに納付しなければならない。

附則第19条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(自動車税の種別割の税率の特例)」を付し、同条中「(電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないものをいう。)」を削り、「第9条の2第1項に規定するものをいう」の次に「。次項第2号及び次条第2項において同じ」を、「第5条第1項に規定するものをいう」の次に「。次条第2項において同じ」を加え、「第139条の3第1項第1号に規定する」を削り、「並びに」の次に「自家用の乗用車(3輪の小型自動車であるものを除く。以下この条及び次条において同じ。)」を加え、「平成31年度分」を「当該各号に定める年度以後の年度分」に改め、同条各号を次のように改める。

(1) ガソリン自動車又は石油ガス自動車で平成20年3月31日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度

(2) 軽油自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成22年3月31日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度

附則第19条の表第1項第1号イの項を削り、同条に次の2項を加える。

2 次に掲げる自動車に対する第140条第1項及び第2項の規定の適用については、当該自動車(自家用の乗用車を除く。)が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には平成31年度分の自動車税の種別割(法第177条の10第1項又は第2項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもつて課されるものに限る。)に限り、当該自動車が平成31年4月1日(自家用の乗用車にあつて

は、令和元年10月1日) から令和2年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和2年度分の自動車税の種別割に限り、当該自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和3年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる第140条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

- (1) 電気自動車
- (2) 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第5条の2第1項に規定するものに適合するもの又は同法第41条の規定により平成21年10月1日(車両総重量が3.5トンを超え12トン以下のものにあつては、平成22年10月1日)以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則第9条の2第3項に規定するもの(以下この号において「平成21年天然ガス車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので施行規則附則第5条の2第2項に規定するもの
- (3) 充電機能付電力併用自動車
- (4) ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の130を乗じて得た数値以上のもので施行規則附則第5条の2第3項に規定するもの
- (5) 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の130を乗じて得た数値以上のもので施行規則附則第5条の2第4項に規定するもの
- (6) 軽油自動車のうち、平成30年輕油軽中量車基準又は平成21年輕油軽中量車基準に適合する乗用車

第1項第1号ア	7,500円	2,000円
---------	--------	--------

		8,500円	2,500円
		9,500円	2,500円
		13,800円	3,500円
		15,700円	4,000円
		17,900円	4,500円
		20,500円	5,500円
		23,600円	6,000円
		27,200円	7,000円
		40,700円	10,500円
第1項第1号イ		25,000円	6,500円
		30,500円	8,000円
		36,000円	9,000円
		43,500円	11,000円
		50,000円	12,500円
		57,000円	14,500円
		65,500円	16,500円
		75,500円	19,000円
		87,000円	22,000円
		110,000円	27,500円
第1項第2号ア		6,500円	2,000円
		9,000円	2,500円
		12,000円	3,000円
		15,000円	4,000円
		18,500円	5,000円
		22,000円	5,500円
		25,500円	6,500円
		29,500円	7,500円
		4,700円	1,200円
第1項第2号イ		8,000円	2,000円
		11,500円	3,000円
		16,000円	4,000円
		20,500円	5,500円
		25,500円	6,500円
		30,000円	7,500円
		35,000円	9,000円
		40,500円	10,500円
		6,300円	1,600円

第1項第2号ウ(ア)	7,500円 15,100円	2,000円 4,000円
第1項第2号ウ(イ)	10,200円 20,600円	3,000円 5,500円
第1項第3号ア(ア)	12,000円 14,500円 17,500円 20,000円 22,500円 25,500円 29,000円	3,000円 4,000円 4,500円 5,000円 6,000円 6,500円 7,500円
第1項第3号ア(イ)	26,500円 32,000円 38,000円 44,000円 50,500円 57,000円 64,000円	7,000円 8,000円 9,500円 11,000円 13,000円 14,500円 16,000円
第1項第3号イ	33,000円 41,000円 49,000円 57,000円 65,500円 74,000円 83,000円	8,500円 10,500円 12,500円 14,500円 16,500円 18,500円 21,000円
第1項第4号	4,500円 6,000円	1,500円 1,500円
第2項第1号	3,700円 4,700円 6,300円	1,000円 1,200円 1,600円
第2項第2号	5,200円	1,300円



	6,300円	1,600円
	8,000円	2,000円

3 次に掲げる自動車に対する第140条第1項及び第2項の規定の適用については、当該自動車（自家用の乗用車を除く。）が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には平成31年度分の自動車税の種別割（法第177条の10第1項又は第2項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもつて課されるものに限る。）に限り、当該自動車が平成31年4月1日（自家用の乗用車にあつては、令和元年10月1日）から令和2年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和2年度分の自動車税の種別割に限り、当該自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和3年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる第140条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

- (1) ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上のもので施行規則附則第5条の2第5項に規定するもの
- (2) 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上のもので施行規則附則第5条の2第6項に規定するもの

第1項第1号ア	7,500円	4,000円
	8,500円	4,500円
	9,500円	5,000円
	13,800円	7,000円
	15,700円	8,000円
	17,900円	9,000円
	20,500円	10,500円
	23,600円	12,000円
	27,200円	14,000円

	40,700円	20,500円
第1項第1号イ	25,000円	12,500円
	35,000円	15,500円
	36,000円	18,000円
	43,500円	22,000円
	50,000円	25,000円
	57,000円	28,500円
	65,500円	33,000円
	75,500円	38,000円
	87,000円	43,500円
	110,000円	55,000円
第1項第2号ア	6,500円	3,500円
	9,000円	4,500円
	12,000円	6,000円
	15,000円	7,500円
	18,500円	9,500円
	22,000円	11,000円
	25,500円	13,000円
	29,500円	15,000円
	4,700円	2,400円
第1項第2号イ	8,000円	4,000円
	11,500円	6,000円
	16,000円	8,000円
	20,500円	10,500円
	25,500円	13,000円
	30,000円	15,000円
	35,000円	17,500円
	40,500円	20,500円
	6,300円	3,200円
第1項第2号ウ(7)	7,500円	4,000円
	15,100円	8,000円
第1項第2号ウ(イ)	10,200円	5,500円
	20,600円	10,500円
第1項第3号ア(7)	12,000円	6,000円

	14,500円	7,500円
	17,500円	9,000円
	20,000円	10,000円
	22,500円	11,500円
	25,500円	13,000円
	29,000円	14,500円
第1項第3号ア(イ)	26,500円	13,500円
	32,000円	16,000円
	38,000円	19,000円
	44,000円	22,000円
	50,500円	25,500円
	57,000円	28,500円
	64,000円	32,000円
第1項第3号イ	33,000円	16,500円
	41,000円	20,500円
	49,000円	24,500円
	57,000円	28,500円
	65,500円	33,000円
	74,000円	37,000円
	83,000円	41,500円
第1項第4号	4,500円	2,500円
	6,000円	3,000円
第2項第1号	3,700円	1,800円
	4,700円	2,300円
	6,300円	3,200円
第2項第2号	5,200円	2,600円
	6,300円	3,200円
	8,000円	4,000円

附則第19条の次に次の2条を加える。

**第19条の2** 法附則第12条の4第1項に規定する自家用の乗用車に対して課する自動車税の種別割の税率は、第140条第1項の規定にかかわらず、1台について、次の各号に掲げる自家用の乗用車の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 総排気量が1リットル以下のもの又は電気自動車 年額 29,500円
- (2) 総排気量が1リットルを超え、1.5リットル以下のもの 年額 34,500円
- (3) 総排気量が1.5リットルを超え、2リットル以下のもの 年額 39,500円
- (4) 総排気量が2リットルを超え、2.5リットル以下のもの 年額 45,000円
- (5) 総排気量が2.5リットルを超え、3リットル以下のもの 年額 51,000円
- (6) 総排気量が3リットルを超え、3.5リットル以下のもの 年額 58,000円
- (7) 総排気量が3.5リットルを超え、4リットル以下のもの 年額 66,500円
- (8) 総排気量が4リットルを超え、4.5リットル以下のもの 年額 76,500円
- (9) 総排気量が4.5リットルを超え、6リットル以下のもの 年額 88,000円
- (10) 総排気量が6リットルを超えるもの 年額 111,000円

2 前項の規定の適用を受ける自家用の乗用車（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車を除く。）のうち、前条第1項各号に掲げるものに対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税の種別割に係る前項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1号	29,500円	33,900円
第2号	34,500円	39,600円
第3号	39,500円	45,400円
第4号	45,000円	51,700円
第5号	51,000円	58,600円
第6号	58,000円	66,700円
第7号	66,500円	76,400円
第8号	76,500円	87,900円
第9号	88,000円	101,200円

第10号	111,000円	127,600円
------	----------	----------

- 3 第1項の規定の適用を受ける自家用の乗用車のうち、前条第2項各号に掲げるものに対する第1項の規定の適用については、当該自家用の乗用車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には平成31年度分の自動車税の種別割（法第177条の10第1項又は第2項の規定により当該自家用の乗用車の所有者に対して月割をもつて課されるものに限る。）に限り、当該自家用の乗用車が平成31年4月1日から令和元年9月30日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和2年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる第1項の規定中同表の右欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1号	29,500円	7,500円
第2号	34,500円	9,000円
第3号	39,500円	10,000円
第4号	45,000円	11,500円
第5号	51,000円	13,000円
第6号	58,000円	14,500円
第7号	66,500円	17,000円
第8号	76,500円	19,500円
第9号	88,000円	22,000円
第10号	111,000円	28,000円

- 4 第1項の規定の適用を受ける自家用の乗用車のうち、前条第3項各号に掲げるものに対する第1項の規定の適用については、当該自家用の乗用車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には平成31年度分の自動車

税の種別割（法第177条の10第1項又は第2項の規定により当該自家用の乗用車の所有者に対して月割をもつて課されるものに限る。）に限り、当該自家用の乗用車が平成31年4月1日から令和元年9月30日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和2年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる第1項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1号	29,500円	15,000円
第2号	34,500円	17,500円
第3号	39,500円	20,000円
第4号	45,000円	22,500円
第5号	51,000円	25,500円
第6号	58,000円	29,000円
第7号	66,500円	33,500円
第8号	76,500円	38,500円
第9号	88,000円	44,000円
第10号	111,000円	55,500円

（自動車税の種別割の賦課徴収の特例）

**第19条の3** 法附則第12条の5第2項の規定の適用がある場合における納付すべき自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

附則第20条及び第20条の2中「平成36年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

**第2条** 沖縄県税条例の一部を次のように改正する。

第44条の2第1項ただし書中「第66条の4第21項第1号」を「第66条の4第27項第1号」に、「第72条の33第3項」を「第72条の31第3項」に改める。

第44条の3第1項ただし書中「第68条の88第22項第1号」を「第68条の88第28項第1号」に、「第72条の33第3項」を「第72条の31第3項」に改める。

第52条第2項中「第72条の33第3項」を「第72条の31第3項」に改める。

第54条の3第1項ただし書中「第66条の4第21項第1号」を「第66条の4第27項第1号」に改める。

第54条の4第1項ただし書中「第68条の88第22項第1号」を「第68条の88第28項第1号」に改める。

附則第19条に次の1項を加える。

- 4 第2項（第4号及び第5号を除く。）に掲げる自動車のうち、自家用の乗用車に対する第140条第1項の規定の適用については、当該自家用の乗用車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和4年度分の自動車税の種別割に限り、当該自家用の乗用車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和5年度分の自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第19条の2第3項及び第4項を削る。

## 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中附則第5条の2、第5条の3、第6条、第12条の2、第13条、第16条、第20条及び第20条の2の改正規定 公布の日
- (2) 第1条中第28条に1項を加える改正規定及び次項の規定 令和2年1月1日
- (3) 第2条（次号に掲げる改正規定を除く。）の規定 令和2年4月1日
- (4) 第2条中附則第19条に1項を加える改正規定並びに附則第19条の2第3項及び第4項を削る改正規定並びに附則第6項の規定 令和3年4月1日

（県民税に関する経過措置）

- 2 第1条の規定による改正後の沖縄県税条例（以下「新条例」という。）第28条第6項の規定は、前項第2号に規定する規定の施行の日以後に令和2年度以後の年度分の個人の県民税に係る申告書を提出する場合について適用し、同日前に当該申告書を提出した

場合及び同日以後に令和元年度分までの個人の県民税に係る申告書を提出する場合については、なお従前の例による。

(事業税に関する経過措置)

- 3 新条例第49条及び附則第7条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

- 4 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割について適用する。
- 5 新条例の規定中自動車税の種別割に関する部分は、施行日以後に納税義務が発生した者に課する自動車税の種別割及び令和2年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用する。
- 6 第2条の規定による改正後の沖縄県税条例の規定中自動車税の種別割に関する部分は、令和3年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの自動車税の種別割については、なお従前の例による。

---

沖縄県民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年7月25日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

## 沖縄県条例第35号

### 沖縄県民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例

沖縄県民生委員の定数を定める条例（平成26年沖縄県条例第67号）の一部を次のように改正する。

本則の表石垣市の項中「79人」を「86人」に改め、同表南城市の項中「94人」を「95人」に改め、同表読谷村の項中「67人」を「78人」に改め、同表北中城村の項中「29人」を「32人」に改め、同表西原町の項中「68人」を「66人」に改め、同表八重瀬町の項中「52人」を「54人」に改め、同表竹富町の項中「17人」を「18人」に改める。



## 附 則

この条例は、令和元年12月 1日から施行する。

---

沖縄県性暴力被害者支援センター設置条例をここに公布する。

令和元年 7月25日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

### 沖縄県条例第36号

## 沖縄県性暴力被害者支援センター設置条例

(設置)

**第 1 条** 暴力その他の言動により性的な被害を受けた者（以下「性暴力被害者」という。）に必要な支援を行うための施設を提供することにより、性暴力被害者の心身の健康の回復を促進するとともに、性暴力被害者が再び平穏な生活を営むことができるようにし、もってその権利利益の保護を図るため、沖縄県性暴力被害者支援センター（以下「センター」という。）を設置する。

(位置)

**第 2 条** センターの位置は、うるま市とする。

(業務)

**第 3 条** センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 性暴力被害者に関する各般の問題につき、相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うこと。
- (2) 性暴力被害者の支援に関する業務に従事する者に対する研修を行うこと。
- (3) 性的な被害を及ぼす暴力その他の言動の防止に関する啓発及び知識の普及を行うこと。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、センターの設置の目的を達成するために必要な業務を行うこと。

(開所時間)

**第 4 条** センターの開所時間は、午前 0 時から午後 12 時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、知事は、必要があると認めるときは、同項の開所時間を臨

時に変更することができる。

(規則への委任)

**第5条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

**附 則**

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

---

沖縄県火薬類製造業許可、高圧ガス製造許可申請等手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年7月25日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

**沖縄県条例第37号**

**沖縄県火薬類製造業許可、高圧ガス製造許可申請等手数料条例の一部を改正する条例**

沖縄県火薬類製造業許可、高圧ガス製造許可申請等手数料条例（平成12年沖縄県条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表第1の11の項中「17,000円」を「18,000円」に改める。

別表第2の14の項中「9,000円」を「9,300円」に、「8,500円」を「8,800円」に、「8,400円」を「8,700円」に、「7,900円」を「8,200円」に改め、同表15の項中「7,600円」を「7,900円」に、「7,100円」を「7,400円」に、「6,000円」を「6,200円」に、「5,500円」を「5,700円」に改める。

別表第3の20の項中「20,700円」を「21,400円」に、「20,200円」を「20,900円」に改める。

**附 則**

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

---

沖縄県職業訓練指導員免許申請等手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年7月25日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

**沖縄県条例第38号**

**沖縄県職業訓練指導員免許申請等手数料条例の一部を改正する条例**

沖縄県職業訓練指導員免許申請等手数料条例（平成12年沖縄県条例第37号）の一部を次のように改正する。

別表中「17,900円」を「18,200円」に改める。

**附 則**

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

---

沖縄県立芸術大学授業料等の徴収に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年 7 月 25 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

**沖縄県条例第39号**

**沖縄県立芸術大学授業料等の徴収に関する条例の一部を改正する条例**

沖縄県立芸術大学授業料等の徴収に関する条例（昭和61年沖縄県条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

- 2 大学院に在学する者のうち、大学院の課程の修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修することを認められたもの（以下「長期履修学生」という。）から徴収する授業料の年額は、その履修を認められた期間（以下「長期履修期間」という。）に限り、前項の規定にかかわらず、別表に掲げる大学院学生に係る授業料の年額に当該修業年限に相当する年数を乗じて得た額を長期履修期間の年数で除して得た額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数の額を10円に切り上げた額）とする。

第3条中「年額」の次に「(長期履修学生にあっては、前条第2項に規定する年額。次条から第6条までにおいて同じ。)」を加える。

第4条及び第5条中「相当する額」の次に「(その額に10円未満の端数があるときは、その端数の額を10円に切り上げた額)」を加える。

第14条を第15条とし、第8条から第13条までを1条ずつ繰り下げ、第7条の次に次の1条を加える。

(長期履修学生に係る授業料の徴収方法の特例)

**第8条** 長期履修学生が長期履修期間の短縮を認められる場合には、当該短縮後の期間に  
応じて第2条第2項の規定により算出した授業料の年額(以下「短縮後の授業料の年  
額」という。)に当該長期履修学生が在学した期間の年数(1年未満の端数があるとき  
は、これを1年に切り上げた年数)を乗じて得た額(以下「基礎額」という。)から当  
該長期履修学生が在学した期間に納付すべき授業料(学年の中途に短縮を認められた場  
合にあっては、当該学年の終了までの期間に納付すべき授業料)の総額を控除した額  
を、長期履修期間の短縮を認めるときに徴収する。

2 前項の場合において、当該長期履修学生が次の各号のいずれかに該当する者であるとき  
は、基礎額から当該各号に定める額を控除するものとする。

(1) 第4条又は第5条の規定の適用を受けた者 短縮後の授業料の年額に基づき第4条  
又は第5条の規定を適用した場合に徴収することとなる授業料の額と短縮後の授業料  
の年額の2分の1に相当する額との差額

(2) 前条の規定の適用を受けた者であって当該適用に係る期間(当該期間が2以上ある  
場合にあっては、これらの期間を合算した期間)に1年未満の端数があるもの 短縮  
後の授業料の年額の2分の1に相当する額

別表中「第8条」を「第8条、第9条」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の沖縄県立芸術大学授業料等の徴収に関する条例の規定は、令和2年4月1日  
以降に入学する者について適用し、同日前に入学した者については、なお従前の例によ  
る。

---

沖縄県二級建築士免許等手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年 7 月 25 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第40号

**沖縄県二級建築士免許等手数料条例の一部を改正する条例**

沖縄県二級建築士免許等手数料条例（平成12年沖縄県条例第51号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「第 4 条第 2 項又は第 3 項」を「第 4 条第 3 項又は第 5 項」に改め、同条第 2 項第 1 号中「19, 200円」を「19, 300円」に改める。

第 3 条第 2 項中「17, 700円」を「17, 900円」に改める。

**附 則**

この条例は、令和元年10月 1 日から施行する。ただし、第 2 条第 1 項の改正規定は、建築士法の一部を改正する法律（平成30年法律第93号）の施行の日から施行する。

---

沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年 7 月 25 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第41号

**沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例**

沖縄県警察関係手数料条例（昭和47年沖縄県条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「準用する第 9 条第 1 項」を「準用する風適法第 9 条第 1 項」に、「同法」

を「風適法」に、

8, 600円
---------

 を 

8, 700円
---------

 に、「11, 000円」を「12, 000円」

に改める。

別表第3中「第7条第4項」を「第7条第5項」に改める。

別表第5中「38,000円」を「39,000円」に改める。

別表第8中 「6,800円」 を 「6,900円」 に、「12,300円」を「12,700円」に、「9,700円」を「9,800円」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定（「準用する第9条第1項」を「準用する風適法第9条第1項」に、「同法」を「風適法」に改める部分に限る。）は公布の日から、別表第3の改正規定は古物営業法の一部を改正する法律（平成30年法律第21号）の施行の日から施行する。

## 規 則

現業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年7月25日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

#### 沖縄県規則第50号

##### 現業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則

現業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規則（昭和47年沖縄県規則第108号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「しない」を「しない。」に改める。

附則第2項中「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」に、「しない」を「しない。」に改め、「次項に定めるものを除くほか」を削る。

別表第8防疫等作業手当の項中「及び低病原性鳥インフルエンザ」を「、低病原性鳥インフルエンザ及び豚コレラ」に、「牛のと殺」を「口蹄疫のまん延を防止するために行う牛のと殺又は豚コレラのまん延を防止するために行う豚のと殺」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

沖縄県職業訓練指導員免許申請等手数料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年7月25日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

#### 沖縄県規則第51号

##### 沖縄県職業訓練指導員免許申請等手数料条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県職業訓練指導員免許申請等手数料条例施行規則（平成12年沖縄県規則第109号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「17,900円」を「18,200円」に改め、同項第2号中「11,900円」を「12,100円」に改め、同条第2項第1号中「8,900円」を「9,200円」に改め、同項第2号中「2,900円」を「3,100円」に改める。

#### 附 則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

沖縄県立芸術大学大学院学則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年 7 月 25 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

#### 沖縄県規則第52号

##### 沖縄県立芸術大学大学院学則の一部を改正する規則

沖縄県立芸術大学大学院学則（平成5年沖縄県規則第35号）の一部を次のように改正する。

第6条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、第24条の2の規定により、長期にわたる教育課程の履修を認められた者については、同条の規定により認められた期間を修業年限とする。

第24条の次に次の1条を加える。

（長期にわたる教育課程の履修）

**第24条の2** 学長は、別に定めるところにより、大学院に入学しようとする者が、職業を有している等の事情により、第6条第1項に規定する修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修することを希望する旨を申し出たときは、研究科委員会の議を経て、その計画的な履修を認めることができる。

##### 附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。  
（経過措置）
- 2 改正後の沖縄県立芸術大学大学院学則の規定は、令和2年4月1日以降に入学する者について適用し、同日前に入学した者については、なお従前の例による。

## 人事委員会事項

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年 7 月 25 日

沖縄県人事委員会

委員長 島 袋 秀 勝

#### 沖縄県人事委員会規則第15号

##### 特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

特殊勤務手当に関する規則（平成19年沖縄県人事委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第14条第2項中「牛のと殺」を「口蹄疫のまん延を防止するために行う牛のと殺又は豚コレラのまん延を防止するために行う豚のと殺」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 条例第22条第1項第2号の人事委員会規則で定める家畜伝染病は、豚コレラとする。

##### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 光文堂コミュニケーションズ株式会社 〒901-1111 南風原町字兼城577番地</p>
---	---